

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和6年7月16日(2024.7.16)

【国際公開番号】WO2022/124340

【出願番号】特願2022-568312(P2022-568312)

【国際特許分類】

C 0 8 L 9/06(2006.01)

C 0 8 L 15/00(2006.01)

C 0 8 L 7/00(2006.01)

C 0 8 L 101/00(2006.01)

C 0 8 L 91/00(2006.01)

C 0 8 K 3/36(2006.01)

C 0 8 K 3/22(2006.01)

C 0 8 C 19/25(2006.01)

C 0 8 C 19/44(2006.01)

B 6 0 C 1/00(2006.01)

10

【F I】

C 0 8 L 9/06

C 0 8 L 15/00

C 0 8 L 7/00

C 0 8 L 101/00

C 0 8 L 91/00

C 0 8 K 3/36

C 0 8 K 3/22

C 0 8 C 19/25

C 0 8 C 19/44

B 6 0 C 1/00

A

20

【手続補正書】

30

【提出日】令和6年7月5日(2024.7.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

天然ゴム及びガラス転移温度が - 5 0 以下の変性スチレン - ブタジエン共重合体ゴムを含むゴム成分と、

40

樹脂と、

セチルトリメチルアンモニウムブロミド比表面積が $190 \text{ m}^2 / \text{g}$ 以上のシリカを含む充填剤と、

オイル成分と、

を含有し、

前記ゴム成分中の前記変性スチレン - ブタジエン共重合体ゴムの含有量が 5 0 質量% より多いゴム組成物。

【請求項2】

前記シリカを、前記ゴム成分 1 0 0 質量部に対して 6 0 質量部以上含む請求項1に記載のゴム組成物。

50

【請求項 3】

前記充填剤が、水酸化アルミニウムを含む請求項 1 又は 2 に記載のゴム組成物。

【請求項 4】

前記水酸化アルミニウムを、前記ゴム成分 100 質量部に対して 1 ~ 20 質量部含む請求項 3 に記載のゴム組成物。

【請求項 5】

前記シリカの含有量 (s) と、前記水酸化アルミニウムの含有量 (a) との比 (s / a) が、質量基準で、5 ~ 10 である請求項 3 に記載のゴム組成物。

【請求項 6】

前記ゴム成分が、更に、ガラス転移温度が - 40 以上の変性スチレン - ブタジエン共重合体ゴムを、1 ~ 30 質量%含む請求項 1 又は 2 に記載のゴム組成物。 10

【請求項 7】

前記オイル成分を、前記ゴム成分 100 質量部に対して 0 質量部を超え、20 質量部以下含む請求項 1 又は 2 に記載のゴム組成物。

【請求項 8】

前記樹脂は、ガラス転移温度が 60 より高い請求項 1 又は 2 に記載のゴム組成物。

【請求項 9】

請求項 1 又は 2 に記載のゴム組成物を用いた空気入りタイヤ。

20

30

40

50